

## 立山町公共交通活性化協議会設立趣意書（案）

立山町では、令和3年に策定した「第10次立山町総合計画」の中で、「公共交通対策」として、「交通弱者が安全に出掛けることができる公共交通サービスが提供されるとともに、安全で環境にやさしい移動手段として多くの町民や観光客に利用されている。」を目指すべき姿として掲げ、これまで、公共交通が地域の経済活動と町民の日常生活・社会生活、観光振興を支える基盤であるとの認識の下、公共交通対策に取り組んできたところである。

しかし、町内県立高等学校の定員削減や、長引くコロナ禍による立山黒部アルペンルート入込客数減少等による鉄道利用者の落ち込み、物価高騰やバス運転手などのなり手不足などにより、公共交通事業者は厳しい状況を強いられている。また、町中心部の商業施設の閉店に伴う買い物困窮者問題、高齢化による運転免許自主返納者への対策等は急務となっており、この解決策として公共交通の確保維持へのニーズは高まっている。

また、国においては、人口減少やモータリゼーション等による長期的な利用者の落ち込みに加え、新型コロナウイルスによるライフスタイルの変化の影響もあり、大変厳しい状況に置かれる地域公共交通に対し、令和5年の法改正等により、自動運転やMaaS<sup>※1</sup>、オンデマンド交通におけるAI活用などデジタル技術を実装する交通DX（デジタルトランスフォーメーション<sup>※2</sup>）・GX（グリーントランスフォーメーション<sup>※3</sup>）、官民共創、交通事業者間共創及び他分野共創からなる3つの共創による地域の関係者の連携・協働を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）が進められている。

これらを踏まえ、地域公共交通のマスタープランとなる「立山町地域公共交通計画」を作成することが町に強く求められていることから、この計画の策定、実施等に関し、関係者が一体的に協議する場として、「立山町公共交通活性化協議会」を設立するものである。

令和6年3月26日

立山町公共交通活性化協議会設立発起人  
立山町副町長 杉田尚美

※1 Mobility as a Service の略称で、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

※2 デジタル技術が、我々の生活を圧倒的に便利にしたり、既存のビジネスの構造を破壊するなど、新しい価値を生み出すイノベーションのこと。

※3 化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。